

25監査公表第17号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成25年9月6日に福岡市長から財政援助団体等監査の結果に関する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年12月12日

福岡市監査委員 富 永 計 久
 同 笠 康 雄
 同 齋 田 雅 夫
 同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

25監査公表第6号（平成25年5月16日付 福岡市公報第6017号(別冊) 公表) 分

・・・3件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

25 監査公表第6号（平成25年5月16日付 福岡市公報第6017号(別冊) 公表) 分

(出資団体監査)

(工事監査)

1 福岡市住宅供給公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ア 設計において，次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>緊急修繕等の発注を適正に行うべきものの</p> <p>緊急修繕等建築工事(10件) [No.11]</p> <p>緊急修繕等建築工事において，福岡市住宅供給公社制定の緊急修繕等施行要領では，市営住宅等に緊急修繕等（工事及び修繕）の必要があると認めた場合は，緊急修繕等登録業者に発注するものとなっている。</p> <p>しかしながら，一部において同要領に定める緊急修繕等に該当しない委託業務を発注していた。</p> <p>今後は，適正な発注に努められたい。</p>	<p>緊急修繕等施行要領に該当しない委託業務については，今後，契約の締結を行い発注するよう所属職員に対し課内会議を行い，周知・徹底を図った。</p>

(保全課)	
<p>イ 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p style="padding-left: 40px;">契約方法を適正に行うべきもの</p> <p style="padding-left: 40px;">市営住宅消防設備保守点検業務委託その1 [No.9]</p> <p style="padding-left: 80px;">(契約金額1,459万5,000円)</p> <p>本委託は市営住宅の消防設備の保守点検業務である。</p> <p>契約の方法は、当該設備の内容を熟知しているという理由から設置した施工業者と契約している。しかしながら、本委託は消防法で定められた点検であることから契約の相手方が特定されるものではなく、2以上の者から見積書を徴するなど競争性のある契約とすべきであった。</p> <p>今後は、適正な契約に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(保全課)</p>	<p>適正な契約に努められたいとの指摘については、平成26年度から競争性のある契約となるように、見直しを行うこととしている。</p>

(公の施設の指定管理者監査)

(事務監査)

1 一般社団法人福岡市乳牛育成協会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。</p> <p>指定管理運営業務の執行に係る指定管理経費の会計処理について、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務に係る経費を支出しなければならない。しかしながら、油山牧場及び背振牧場の指定管理者である一般社団法人福岡市乳牛育成協会は、基本協定書及び実施協定書に定める管理運営業務に係る経費以外を平成23年度の決算に計上していた。</p> <p>今後、管理運営業務の執行に係る指定管</p>	<p>指定管理運営業務の執行に係る指定管理経費の会計処理については、指定管理部門のほかに一般管理部門を設け、平成24年度の決算について、会計事務処理を行った。</p> <p>今後、指定管理業務に当たっては、基本協定書等を遵守の上、適正に行う。</p>

理経費の決算に当たっては、基本協定書等で規定する内容を遵守の上、適正な会計事務処理を行うよう注意されたい。	
---	--